

小中学校等のブロック塀の設置状況等について

平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震により、塀が崩れたことによる事故が発生したことを受け、小中学校をはじめとする市有施設のブロック塀を調査しましたので、7月5日時点の結果をお知らせいたします。

1 ブロック塀の設置状況等

区 分		施設数	建築基準法 不適合(A)
小中学校等 (小・中・高・幼・特)	施設	77施設	49施設
	箇所		120箇所
その他市有施設	施設	332施設	48施設
	箇所		83箇所
合 計	施設	409施設	97施設
	箇所		203箇所

不適合施設／全施設

23.7%

※ 小中学校等の内訳

小学校47校（分校1校を含む。）、中学校21校、高校1校、幼稚園3園、特別支援学校1校、廃校4校

※ 「建築基準法不適合」とは、建築基準法施行令の「高さ」及び「控壁」のいずれか又は両方の基準に適合していないことを示す。

2 建築基準法不適合（A）の内容

区 分		建築基準法不適合(A)	高さ基準「×」 (B)	控壁基準「×」 (C)
小中学校等	箇所	120箇所	20箇所	120箇所
その他市有施設	箇所	83箇所	9箇所	82箇所
合計	箇所	203箇所	29箇所	202箇所

- ※ 建築基準法施行令の基準（別紙「国交省通知抜粋」をご参照ください。）
 - ・「高さ」：塀の高さが地盤から 2.2m以下であるか。
 - ・「控壁」：塀の高さが 1.2m超の場合は、長さ 3.4m以下ごとに、高さの 1/5 以上突出した控壁があるか。
- ※ 「高さ（B）」及び「控壁（C）」の両方の基準に適合していない箇所もあるため、両方の基準の合計数（B + C）は建築基準不適合の箇所数（A）と一致しない。
- ※ 今回の調査は目視中心の調査であり、鉄筋の有無等については、現時点で確認していない。

3 不適合施設

別紙「不適合施設一覧」のとおり

4 今後の方向性

全 203 箇所の不適合箇所のうち、塀の高さの超過や著しい劣化、通学路に面している等を総合的に判断し、優先的に対応するものについては精査をするとともに、改修に向けた準備に着手するなど、予備費の予算により早期に対応を行います。なお、それ以外の箇所については、国の補助制度の活用も視野に来年度以降計画的に対応する予定です。それまでの間は、該当する施設において安全対策上の指導・注意喚起を行います。

【参考】改善費用総額の試算

標準的な工法により既存塀の撤去及びフェンス等の設置費用を試算すると、不適合箇所の全てを改善するための費用は、総額で 7 億 7 千万円程度となります。

本件に関するお問い合わせ先

【小中学校等に関すること】 教育施設課 維持係

電 話 内線 / 4 0 2 1
直通 / 0 2 7 - 8 9 8 - 5 8 4 8

【その他市有施設に関すること】 資産経営課 資産活用推進室

電 話 内線 / 3 6 5 7
直通 / 0 2 7 - 8 9 8 - 6 6 5 7